

市街化調整区域内の自己用住宅の開発許可等の一部緩和について

○都市計画法第34条第12号に係る開発許可

概要

都市計画法第34条第12号に係る区域
(以下、「自己用住宅の立地緩和区域」という。)が指定されました。

「自己用住宅の立地緩和区域」では、自己用住宅に限り、許可要件が緩和されます。



施行日

平成24年10月23日

主な許可要件

- ①自己の居住の用に供する住宅を所有していない者が行う開発行為等であること。
- ②開発行為を行おうとする土地が当該区域内に存していること。
- ③予定建築物の用途が自己の居住の用に供する一戸建ての住宅(建築基準法別表第2(い)項第2号に掲げるものを含む)
- ④予定建築物の敷地面積が150㎡以上であること。

指定区域

指定区域に含まれる主な地域は下記のとおりです。

詳しい指定区域の図面は、「八重瀬町役場 まちづくり計画課」にて閲覧できます。

記

- ①八重瀬町字当銘の一部
- ②八重瀬町字富盛の一部
- ③八重瀬町字高良の一部

【八重瀬町役場 東風平庁舎】 八重瀬町字東風平192番地8
まちづくり計画課 TEL:098-998-0014
FAX:098-998-0024